消費者教育ＮＰＯ法人

お金の学校くまもと

会報・第 28 号　２０１４年夏季発行

〒862-0950　熊本市中央区水前寺１－６－１１セシール水前寺７０１号　※住所が変わりました
ＴＥＬ・ＦＡＸ　096-384-4453　http://ogk.main.jp/　Ｅメール：gakkou@sat.bbiq.jp
発行責任者　徳村美佳

おフランス調査騒動記

徳村　美佳

ひょんなことから、３月におフランスに行ってきました。事の始まりは、１月末に開催された文部科学省主催の平成２５年度消費者教育フェスタｉｎ千葉に参加し、横浜国大の西村隆男先生にお目にかかったことです。その際、長洲町や玉東町、玉名市での生活困窮相談状況をざっと紹介し「消費生活相談員では対応できない。西村先生の論文にあったフランスの“家庭経済ソーシャルワーカー”のような人材が日本にも必要だ」と訴えたところ、西村先生は「自分に声がかかっているフランスの調査があるが都合がつかない。調査に行く佛教大の先生に紹介するから行ってみたらどうですか。きっとこれから役に立つから」とおっしゃいました。あまり深くものを考えないわたくしは、すぐに「行きます！行きます！」と返事。なんだかんだで、３月上旬におフランス行きとあいなりました。

しかし、佛教大の先生と連絡を取ってみると、なんと、調査に行くのは、その先生と徳村のふたりのみ。おまけに、現地で日本人の通訳さんと合流するというものの、なんと、現地集合かつ現地解散。海外ツアーのイメージだったわたくしは、とんでもなくあわてました。だって、わたくし、フランス語はもちろん英語もダメ、熊本弁しか話せません。「行きたくな～～～～～い」という気持ちでいっぱいになりました。現地集合・現地解散が一番の理由でしたが、もともとフランスがあんまり好きじゃないということもありました。そのわけは・・・

ずっと以前、わたくしは、ワーキング・ホリデー（二つの国・地域間の取り決め等に基づき、各々の国・地域が、相手国・地域の青少年に対して自国・地域の文化や一般的な生活様式を理解する機会を提供するため、自国・地域において一定期間の休暇を過ごす活動とその間の滞在費を補うための就労を相互に認める制度。我が国のワーキング・ホリデー制度は、1980 年にオーストラリアとの間で開始されたことに始まり、1985 年にニュージーランド、1986 年にカナダとの間で開始された。外務省ホームページより）で、カナダにほんの数か月でしたが滞在しました。カナディアンロッキーの小さな町ジャスパーの日本料理店でウエイトレスのバイトをすることになったのですが、バイト仲間で唯一気が合わないのが、フランス人の女性でした。ある日、フランス人の女性はわたくしに対し、「あなたが仕事を入れるから、私の仕事が減る。やめてちょうだい！」と言いました。熊本弁しか話せないわたくしですが、しばらくするとヒヤリングだけはなんとなく出来るようになっていました（あくまでも当時の話です）ので、言ってることはわかりました。しかし「シフト決めるのはオーナーたい。わたくしに文句言いなすな！」と言い返せない・・・今でも、彼女のフランス語なまりの英語とガラス細工のような目を思い出します。その後、フランス語圏のモントリオールでも、あまりよい思いをせず・・・以来、わたくしのフランスおよびフランス人のイメージは、自己主張の強い、超個人主義というものであり、フランスを気嫌いしていた感があります。しか～～～～～し、今回、おフランスに行ってみて、５４０°（一周３６０°＋半周１８０°）イメージが変わりました。おフランスは、困っているひとを見過ごせないおせっかいな国でした。報告頁につづく。

平成２５年度熊本県市町村等自殺対策推進事業補助金事業

生活困窮者支援のためのライフスキルアップ研修会

今年度の研修会は、平成２６年２月２５日（火）１３：２０～、パレア会議室で開催しました。生活困窮者相談・支援は、相談者の生活状況や価値観・ニーズに気づき、それを受入れ、問題解決への支援をする場であり、支援者には高いライフスキルが求められます。

今年度の研修会、第１部は、町ぐるみで生活相談・支援に取り組まれている玉東町「チームおせっかい」＝「玉東町生活相談ネットワーク」のメンバー（町職員・社会福祉協議会職員・弁護士・司法書士・臨床心理士・・・）のみなさんにお集りいただき、ネットワークができるまでの経緯や、チームでのそれぞれの役割、これまでの苦労話、相談・支援、ケース会議や必要なツール探しなど、それぞれの立場でどのように問題解決に向けた支援に関わっているのか、相談現場の様子を生の声でお話しいただきました。

チームをそっくりそのまま研修会会場に持ってくることで、研修会に参加されたみなさんに、現場の雰囲気を感じていただくことも目的のひとつでした。「ちょっとおせっかいな」玉東町とは、どんな町なのか？？　参加者の皆さんには十分に感じて頂けたことと思います。

第２部は、昨年（平成 25 年）12 月に成立した「生活困窮者自立支援法」につい芝田忠博氏(熊本県玉名地域振興局保健福祉部福祉課主管)にご講話いただきました。講話の内容は、「サッチーのちよっと小耳に」のコーナーを参照下さい。

第３部は、ワークショップを行いました。グループで井戸端会議のような情報交換をする「ワールドカフェ」。情報交換したり、ひとりで抱えている悩みを相談したり、普段関わりのない人とおなじ時間を共有し、何気ない会話をすることで、新たなつながり・新たな知識・新たな発見を見つけていただき、今後の活動の糧にしていただくことを目的として企画しました。

当日ご参加いただいた方から**「ナイス！なところ発見ワークシート」**に沢山の貴重なご感想、ご意見をいただきましたので、誌面の許す範囲でご紹介します。

「玉東町生活相談ネットワーク」の皆さん

「ナイス！なところ発見ワークシート」集より

第1部で紹介されたケースの良かった点は何ですか？

○悩みに気づいた人が、次々と専門家（役場の担当・専門職等）を巻き込み、支援をしていく人にきちんとつなげていること。

○最初は解決が困難に思われるような複雑に絡み合った問題も、１歩づつ着実に支援に取り組まれていた点が大変良かったと思います。支援を継続していく中で出てきた課題について、専門家が支援チームに入っていくことで、よりよい選択をしてこられたのだと感じました。それと同時に、客観的にみる”幸せ”と相談者の感じる”幸せ”にギャップが生じた時の支援の難しさを感じました。

○生活相談ネットワークの体制をつくったことにより、相談内容を相談員がひとりで抱え込まず、ネットワーク内で共有化でき、各課の視点から様々なケースを検討することができたのが良かったと思います。

○・それぞれの専門家がお互いの専門性・役割を理解尊重している点。
・自らの限界を自覚し、他の専門家にパスを出している点。

○ある家庭を最悪の状況に陥らせないよう、親身になって取り組まれている町職員（中心）の動きがスゴイ。ケース会議を開き、できること・できないこと、課題を確認し、徐々にスタッフを増強していきながら根気よく支援し続けられている。チームおせっかいのチームワーク（力）がすばらしい。

○問題が多すぎてどこから支援していいかわからないようなケースを、問題を整理し、A さんを中心に支援し、その後の状況に応じて支援者を増やしていかれたところ。ケースの状況は変わっていくので、その時にできるところから支援していくことが大事だと思いました。普段からのつながりを大切にしなければと思いました。

○チームアプローチの重要性。あらゆる角度から、対象者を見ることで、より深く対象者の問題が理解できるということ。

○公共の機関で、いくつもの課がひとつのケースのために会議をし、また実行に移していく、また、役場の外の専門士を巻き込んでの事例には驚きました。各担当者の熱意と気持ちに拍手！

○庁舎外の仲間を入れてチームをつくること。人が集まれば、いろいろな考えがでていい案が生まれる。

○ワンストップサービス（おせっかいネットワーク）本当にすばらしい！我が村にも、こんなネットワークをつくりたい！

○・保健師さんが、生活困窮に気づき、担当部署につないだこと
・庁内連携がスムーズにできたこと。
・債務整理だけでなく、家計管理・権利擁護事業のような伴走的支援につなげたこと。

○自治体で横のつながりを作れば（縦割り行政を超えて）、すごく良いことができるんだなと思いました。行政に対して、マイナスイメージを持っていた私ですが、随分認識が変わりました。

○１つの困難事例を複数の部署や弁護士・臨床心理士・司法書士等様々な立場の方々が集まって協力して訪問したり、面談したり、話をしたり、と課題解決に向けて協力体制が整っていて素晴らしいと思いました。

○明らかになった問題に対して、随時メンバーを考えていったところ。情報をきちんと共有出来ているところ。

第3部のワークショップで出た話題で、良かった点・参考になった点は何ですか？

○困窮者への支援方法がたくさんあること。グループで協議すると色々な立場の方から色々な意見が出て、参考になった。

○さまざまな立場で生活困窮者の方に関わっておられる方の意見をうかがうことができ、本当に貴重な時間でした。人・時間・お金など多くの制約がある中で、いかに危機意識を持って取り組むことができるのかが重要なのではないかと感じました。

○この支援が、今までの保健・医療・福祉ではしてこなかった落とし穴を教えてくれました。生活する力を育成する支援の必要性を実感。

○ハローワークの方から、「毎日食べていない、お風呂にも入っていない」という方が相談に来られることがあるというお話を聞き、改めて、行政の役割・支援・見守り体制の必要性について考えさせられました。

○今後、アウトリーチの支援が必要であるということについて話し合った。社協・地域包括などなど、様々な機関が連携し、情報共有する必要があるのではないかと感じた。

○すぐに生活保護ではなく、本人を自立に導くことが大切。相談したい時にできる人（行政・専門家・ハローワーク等）との人間関係をつくっておくことが大切。

○全くの他人（行政の人）が、家庭の問題にかかわることの難しさを、色々な立場の人から聴くことができて良かったです。相談をうける人間は年齢・性別に関係なく、問題を抱えたひとに、どのようによりそおうとしているのか？だと思う。その問題を、どのように広げてチームを作るかですよね。最初に相談を受けた人間の感性は大切。

○生活困窮者の中に、発達障がいの問題がある。発達障がいについての理解や情報が必要。

○自分の知らない社会資源が発掘できた。色んな視点の意見が聞けた。様々な立場からの意見・見方が参考になった。

○困り感というのを、対象者が実感できていないのが課題。どうやって困り感を理解させるかも問題解決のはやさに関わってくる。

○地域には、自立できず支援が必要な方が多くいる。また、親の存在により、地域には出ず、今後孤立するとも思われる。その時のために、地域ネットワークづくりや、民生委員など、地域からの介入が必要である。

○チームで取り組みをするとき、それぞれの役割、できることを確認しておく。相手に困り感がないとき、こちらの思いが伝わらない時、モチベーションが下がるが、きちんと自分の目的を再度確認して（～のために）、モチベーションを維持し、根気よく関わっていく。

○みなさんが、『本気になっておられる』と思いました。それにしても、誰かが言い出しっぺにならなければならないなと思います。法律ができたからなんとかしなければのレベルでは「消化」のみかなと思っています。

○行政が動かなければ問題解決が難しい。本人の自覚が薄い等、抱えている問題は同じようなものだった。

○困り感をいかに出させるか！チームでの成功体験がカギ。

フランス調査報告　その１

代表　　徳村美佳

巻頭コラムに書いたように，今年３月１１日～１５日の５日間，フランスの調査に行ってきました。正確に言うと，佛教大の先生の調査に急きょ同行させてもらったということになります。生活困窮者に食料などを配る団体や，消費者教育を実施しているＮＰＯや銀行の出先機関を訪問したり，精神障がいを抱えているひとたちのグループワークを参観したり，それを支えるチームメンバー（心理学者・精神科医・保健師・エデュケーター・家庭経済ソーシャルワーカー）とランチをしたり，県の福祉部長や副市長と会談したりと，それはそれは盛りだくさんの内容でした。この調査に同行する私の一番の目的は，フランスの国家資格である家庭経済ソーシャルワーカー（※１）が，生活困窮相談・支援の中でどのように活動・活躍しているのか，自分の目で確かめることでした。今回は，初日３月１１日の訪問について報告します。

※１　家庭経済ソーシャルワーカー　Le conseiller en economie sociale familial (CESF)
個人や家族全体の経済生活，家庭生活の全般をトータルに支援するソーシャルワークの専門職。1973 年に国家資格化されたソーシャルワーカーの一職種。大学卒程度。個人や家族の生活技術的な支援，家計相談（家計マネジメントを健全な形に回復するための支援，暮らし方や財源の確保に関する決断できるよう家族を支援する，住環境の改善等を行う。
引用：西村隆男「フランスにおける多重債務者の生活支援についての一考察」消費者教育　第 33 冊　４ページ

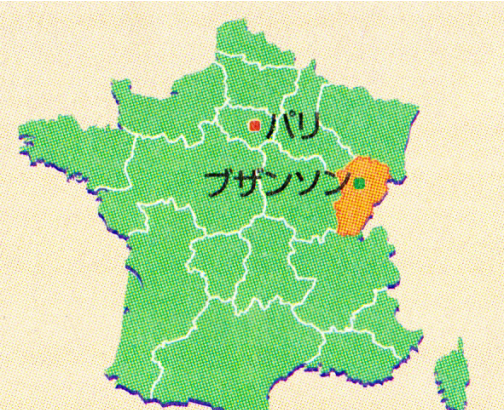

主な調査地は，スイスの国境に近いフランスの東部にある都市で、フランシュコンテ地域圏の首府、ドゥー県の県庁所在地であるブザンソン市です。まず，初めは，生活困窮者に食料品などを配る Les Restos du coeur（こころのレストラン※３）を調査（訪問）。

※３　1985 年に，辛辣な政治・社会風刺で世代を越えた人気の喜劇俳優コリューシュ Coluche が発足させた非営利の公益社団 association。政治家や企業に直談判して資金を集め，知り合いの歌手，俳優，スポーツ選手など有名人を動員．テレビ，ラジオなどメディアの協力を得て，一般の人たちにの寄付とボランティアとしての参加を呼びかけました。 ところが，コリューシュは翌 1986 年６月にオートバイ事故で亡くなってしまいます．彼の意思は妻や友人たちに受け継がれ，以降．コリューシュ自身が「馬鹿野郎たち」Les Enfoirés と名づけたチャリティ・コンサートが毎年開かれ，CD やＤＶＤを発売．出演したアーティストらはその収益と著作権を寄付します．1988 年にはコリューシュ法が可決され，個人の寄付者にも税金控除が認められました。引用：『ふらんす』（白水社）2003 年２月号

こころのレストランは，登録制です。利用したいひとが登録の手続きをする際に，家計状況の聴き取りをします。このときに多重債務であるとわかれば，マイクロクレジット（※２）の利用につないだりします。

スタッフとして，家庭経済ソーシャルワーカーもいるとのことでした。興味深かったのは，レジャーなどの生きる楽しみについても相談に乗っていたこと。たとえば，生活困窮家庭の子どもたちに映画やスポーツを勧めたりするそうです。食料品を配ることを通じて，生きること全体を支援している感じがします。

※２　マイクロクレジット

貧困層や女性など、通常の金融機関からは融資を受けにくい人々を対象とした小口融資制度で、貧者の銀行ともいう。

食料品を配給する際に作成するカルテ。たとえば，パスタだけ，デザートだけを受け取るということがないよう（バランスのよい食事ができるよう），ポイント制になっていて，各項目から食料品を選ぶよう工夫されています。

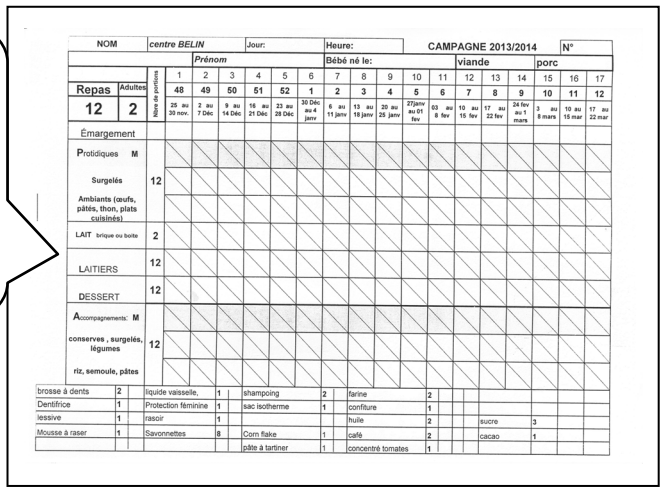

初日２番目の調査先は，Château d‘Uzel という精神障がい者が働くための施設。施設というと「お世話する」というイメージですが，Château d‘Uzel は，働く場＝ビジネスの場す

Château d‘Uzel の業務は，給食センター（1 に 6500 食作り，学校などに届ける），カフェテリア，庭・公園などの整備，養鶏場など。障がいを抱える当事者 340 人が業務に従事しており，心理カウンセラーが１人，家庭経済ソーシャルワーカーが１人います。

家庭経済ソーシャルワーカーは，スタッフに対し公衆衛生や交通ルールなど生活上の教育を行ったり，状況に応じて，当事者を心理カウンセラーにつないだりします。

働く場を用意するだけではなく，生活全体を見守る体制になっている点に感動しました。

次回は，２日目、３月１２日の調査について，報告予定です。

サッチーの
ちょっと小耳に

「生活困窮者自立支援法」について

平成２７年４月１日に施行される『生活困窮者自立支援法（以下、自立支援法と記載）』。「なんとなく耳にしたことがあるけれど、一体どういう法律なんだろう？？」という方のために、今回は、同法について、当 NPO 主催の研修会で解説していただいた、熊本県玉名福祉事務所の芝田忠博さんのお話をもとにご紹介します。

ところで、なぜ今、生活困窮者支援が必要なのでしょうか？生活保護受給者が過去最高を更新し増加傾向が続いていることがマスコミ等で話題になっていますが、最近の特徴として、「稼働年齢層」を中心とした「その他世帯」の数・割合が激増していることや、現在生活保護受給者が子どもの時に、生活保護世帯であった数が約２５％である（母子世帯約４０％）こと等、昨今の生活困窮者の状況が浮き彫りになってきました。こうした状況に対応するため、新しい生活困窮者支援体系の構築と生活保護制度の見直しの必要性が高まりました。自立支援法の概要は以下の通りです。

（１）自立相談支援事業及び住宅確保給付金の支給（必須事業）
（２）就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）
（３）就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

自立相談支援事業は、ソーシャルワーク機能を活かした相談支援訪問支援（アウトリーチ）も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援することをめざし、ワンストップ型の相談窓口、情報とサービスの拠点としての機能、一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画の作成をする事業です。地域のネットワークの強化、地域づくり（新たな社会資源の構築等）の役割も担います。

任意事業ではありますが、家計相談支援事業が今回の法律の事業のひとつになっています。家計収支等に関する課題の評価・分析（アセスメント）と相談者の状況に応じた支援計画の作成等、生活困窮者の家計の再建に向けた、きめ細かい相談支援（公的制度利用支援、家計表の作成等）や、法的な手続等が必要な場合は、法テラス等の関係機関へのつなぐことが主な役割です。本事業は、福祉事務所設置自治体が、直営または委託により実施されます。

平成２５～２６年度、『生活困窮者自立促進支援モデル事業』として、全国６８の自治体で法案と同様の事業がモデル的に実施されています。熊本県では、福祉事務所単位で、熊本市、八代市、天草市、玉名郡４町、菊池市、合志市、菊池郡２町がモデル事業に参加しています。今回解説していただいた芝田さんがご担当されている、玉名郡４町（玉東町・長洲町・和水町・南関町）では、４町の社会福祉協議会が共同体を作り、「生活よりそい相談センター」として稼働されています。社協共同体への委託は全国的にも珍しく、相談支援員が町の枠にとらわれず、横断的に動くことができるところが特徴です。

これから始まる、新たな生活困窮者支援に注目するとともに、行政や相談機関だけでなく、私たちひとりひとりも、困っている方が負のスパイラルに陥らないために、どんな“おせっかい”ができるのか、考えていく必要があると思います。

事務局だより

◆活動日誌

・１月１４日　九看大　「生活支援論」徳村
・1月２０日　佐賀県有田町立大山小学校５年生　「人生いろいろやりくりゲーム」徳村
・１月２３日　熊大「女性と職業」　徳村
・２月　１日・８日・１５日　荒尾市人権啓発課　三回連続講座
　「小さい子どもをもつママ&パパのためのお金の教室　」徳村・詫間
・２月１３日　和水町全職員研修「何かしら困っていそうな”住民への対応及び庁内連携について」
・３月１５日（土）玉東町総務課男女共同参画係「子育て期のママ&パパ講座」
・６月２１日（土）荒尾市桜山保育園　保護者対象講座「子どもとお金」　徳村
・６月２１日（土）平成２６年度県民カレッジ主愛講座　子育てコース
　　「先立つものは・・・～これからかかるお金のこと」　詫間
・６月２１日(土）消費者教育ＮＰＯ法人お金の学校くまもと第 11 回定期総会

◆今後の予定

・８月３日　　玉名市滑石まちづくり委員会　青少年健全育成大会
　　「人生いろいろやりくりゲーム」川津
・８月２２日　南関町社会福祉協議会　夏休みひまわり教室「人生いろいろやりくりゲーム」川津
・８月１８日　平成２６年度　佐賀市多重債務者対策担当者研修　徳村
・８月２５日・２６日　玉名市役所全職員研修　徳村
・９月６日　　長洲町立六栄小学校　「人生いろいろやりくりゲーム」川津
・９月２１日　長洲町立清里小学校　「人生いろいろやりくりゲーム」川津

編集後記　今年は春先から夏にかけて気温の寒暖の差が大きく体調管理にご苦労された方も多かったと思います。台風８号は「泰山鳴動ネズミ一匹」と言った感じで、熊本県への上陸がなかったことは幸いでした。

今号は２月に開催した「生活困窮者支援のためのライフスキルアップ研修会」をメインに編集しました。研修会の折に参加者の皆さんにご記入いただいた「ナイス！なところ発見ワークシート」については、沢山の方からさまざまなご感想や貴重なご意見をいただきましたが、スペースの関係で、感想や意見のごく一部しかご紹介できませんでした。

ペンリレーは、今回はお休みしました。次号以降再開の予定です。代わりに徳村代表の「フランス調査報告」を掲載しました。数回にわたって掲載の予定です。お楽しみに！

この間、中心的に会報の編集にあたっていた山下紗喜子さんは、３月に北海道の釧路に武者修行の旅に出ました。会報編集チームとしては、大きな痛手ですが、時々、「北からの便り」を届けてもらいたいと思います。今回は「サッチーのちよっと小耳に」のコーナーに寄稿してもらいました。

春季号の予定でしたが、都合により季節が変わり、夏季号になってしまいました。年４回の発行は遂行いたしますので、次回号もどうぞお楽しみにお待ちください。(内田)